

アマチュア局検査申込書等の提出について

無線局検査を効率的に実施するため、別添のアマチュア局検申込書等（様式 1～3）を提出して頂くようお願い致します。なお、書面検査の場合は、様式 1 及び様式 2 の提出は不要です。

様式 3 の「電波障害調査依頼書/回答書」の実施方法等については、次のとおりです。

1 調査の対象

- (1) 電波障害の調査は、変更許可になった全ての周波数・電波の型式で実施してください。
- (2) 調査対象は、無線局の設置場所に隣接する住宅（注 1）並びに周辺（注 2）にある医療機関に設置している無線局、公共業務用（防災行政・警察・消防など）の無線局、携帯電話や PHS の基地局、その他の各種業務用無線局とします。

注 1 住宅が密集している地域では、最低でも両隣、道路を挟んだ向かい側 3 軒、裏側の 3 軒（合計 8 軒程度）は必要です。

それ以外の地域では、上記を基本として、住宅等の立地状況等により必要と思われる軒数とします。

調査対象宅の場所が確認できる地図を添付してください。（申請時に提出されている場合は、そのコピーで結構です。）

注 2 送信電力や空中線の形状を鑑みて、電波障害の発生が懸念されるなるべく広い範囲を調査願います。

- (3) 上記の他にも、周囲の住宅等の立地状況に応じて、できるだけ広い範囲の住宅や無線局等について実地調査を行い、様式 3 の「電波障害調査依頼書/回答書」により調査結果を報告してください。
- (4) 設置場所と調査対象住宅等との位置関係（方位・距離等）が判別できる地図を添付してください。

2 調査方法

- (1) 様式 3 の「電波障害調査依頼書/回答書」（以下、調査票という。）を調査対象住宅等に配布し、最低 5、6 軒は障害調査を実施してください。調査方法は調査票に記載した要領で行ってください。
- (2) 調査票の回収において、障害の発生が認められていた場合は、障害の内容を把握し必要に応じて再調査を実施し対策について被障害宅と協議してください。障害が解消されたことが確認された後、署名、捺印をもらい調査票を回収してください。
- (3) 調査対象住宅等が周辺に無い場合は、同票に“調査対象なし”と記入してください。
- (4) なお、医療機関及び公共業務用の無線局などの調査において、様式が不適當である場合

には適宜用紙を作成し、調査を実施してください。

- (5) 回収した調査票は、落成届の提出に併せて提出してください。また、写し(コピー)をとり保管して下さい。保管に当たっては、個人情報の取り扱いに十分注意してください。

不明な点は、03-6238-1937 陸上第三課 アマチュア担当 まで連絡してください。 (*テレホン案内との併用電話です。平日の 09:00~12:00, 13:00~16:30 に連絡してください。)